別表三の二の表中「沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（別表三の二付表「37」の合計額）」を「沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（別表十の二(一)「14」＋「16」＋「21」＋「22」）」に、「収用等の場合等の連結所得の特別控除額（(別表十の二「18」＋「31」＋「34」＋「37」＋「40」）又は別表十の二「47」）」を「収用等の場合等の連結所得の特別控除額（(別表十の二(二)「18」＋「31」＋「34」＋「37」＋「40」)又は別表十の二(二)「47」）」に改める。

別表三の二付表の表中

連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十六)「19」－別表六の二(十八)「20」－別表六の二(十九)「９」)	連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十六)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十)「９」)
連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－(別表六の二(四)付表一「４」＋「16」)－別表六の二(五)付表「11」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十四)「11」－別表六の二(十五)「10」－別表六の二(十六)「19」－別表六の二(十七)「５」－別表六の二(十八)「20」－別表六の二(十九)「９」)	連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－(別表六の二(四)付表一「４」＋「16」)－別表六の二(五)付表「11」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十四)「11」－別表六の二(十五)「10」－別表六の二(十六)「19」－別表六の二(十七)「５」－別表六の二(十八)「15」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十)「９」)

を「沖縄の認定法人の連結所得の特別（別表十(一)「９」又は「12」のうち控除額の個別帰属額（別表十(一)「７」又は「12」）」を「沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額（別表十の二(一)「７」又は「12」）」に、「収用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額（(別表十の二「18」＋「31」＋「34」＋「37」＋「40」のうち帰せられる金額）又は別表十の二「43」）」を「収用等の場合等の連結所得の（(別表十の二(二)「18」＋「31」＋「34」＋「37」＋「40」のうち帰せられる金額）又は別表十の二(二)「43」）」に改め、同表の記載整備第11号中「当該連結事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度である場合には、」を削り、同第七号中「以下この号において同じ。）」の次に「、第68条の14第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同号(1)中「部分の金額を」の次に「、同法第68条の14第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を」を加え、同号(2)を次のように改める。

(2)　「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　(8)」、「連結親法人が中小連結親法人以外の場合((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十六)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十)「９」)　(11)　及び　「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－(別表六の二(四)付表一「４」＋「16」)－別表六の二(五)付表「11」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十四)「11」－別表六の二(十五)「10」－別表六の二(十六)「19」－別表六の二(十七)「５」－別表六の二(十八)「15」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十)「９」)　(12)　の各欄の記載に当たつては、別表一の二(一)「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額をこれらの欄の上段に外書として記載すること。」